

令和7年度「生活指導におけるガイドライン」について

1 はじめに

学校は秩序ある集団生活の中で、生徒が安全に、安心して過ごすことができる場でなければなりません。そのために、本校でも一般的な生活のきまりが明示されています。このきまりを守り、よりよいマナーを身に付けていくことが必要です。

しかし、残念なことに規範意識が低く、きまりを守れず、やがて重大な問題行動に発展してしまうことがあります。校内外を問わずに反社会的な行為など（生徒間暴力、対教師暴力、喫煙、授業エスケープ、器物破損、教員の指導や指示に従わないなど）は許されることではありません。このようなことが起こらないために、日頃の生活指導や家庭との連携、さらに相互の信頼関係を深めていくことが何より大切なことです。これまで、石川中学校では問題行動に対する指導や対応などについて積み上げてきた経緯があります。それを明文化し、学校として統一した基準で指導、対応していくために「生活指導ガイドライン」を作成しております。

「生活指導ガイドライン」は(1)「通常の学校生活での問題行動」(2)「重大な問題行動」としました。

2 目的

- (1) 主体的に取り組んでいる生徒への学習を保障するため。
- (2) 問題を起こした生徒への反省を促し、生活態度等を改善するため。
- (3) 家庭と連携を密に取り、学校と家庭の協力関係を深めるため。

「生活指導ガイドライン」(1)「通常の学校生活での問題行動」

1 問題行動の内容

生徒の行動内容	指導および対応
①遅刻	・度重なる場合は、保護者の来校をお願いする場合があります。
②不要物	・その場で預かり指導します。 ・生徒には返却せず、保護者にお返しします。
③お菓子等の飲食	・その場で預かり指導します。 ・生徒には返却せず、保護者にお返しするか、学校で廃棄します。
④異装・染髪・化粧 ピアス等の装飾品の着用 特殊な髪型	・その場で直せるものは、その場で直させます。それができない場合は、帰宅をさせ、直してから登校させます。
⑤自転車による登校	・学校で保管し、保護者にお返しします。
⑥指導・指示に従わない 教師への暴言	・別室で指導します。反省ができた場合は教室に戻しますが、それがかなわない場合は保護者にご来校いただくこともあります。

2 指導および対応

反省がかなわなかった場合は、保護者に連絡後、帰宅させることもあります。帰宅した場合は、後日、学校の指定する時間に登校してもらい、学年職員が反省と今後の生活への決意を確認します（学校長面接を実施する場合があります）。その後、通常の学校生活に復帰します。また、繰り返し問題行動を起こすと行事等に参加できなくなります。

「生活指導ガイドライン」(2)「重大な問題行動」

I 重大な問題行動

A:暴力、危険行為 B:授業妨害 C:器物破損 D:法律違反…万引き、窃盗 軽犯罪…喫煙、飲酒

I 暴力行為および危険行為による問題行動(生命、人格、人権侵害に関わる)

問題 A	①生徒間暴力	・一方的な暴力があったとき ・いじめと思われるもの、嫌がらせ、脅しが起因となる暴力があったとき ※突発的な暴力は(例えば、皆で行事の成功を目指す過程において、口論の末にけんかとなってしまった暴力など)一考とする。
	②対教師暴力	・教師に対する暴力があったとき
	③危険行為	・はさみやカッターナイフなどで相手を傷つけようとした、校内のポスターに火をつけたなど
	状況により、警察、児童相談所、市教委、子ども家庭支援センター等への連絡・通報。連携	

II 迷惑行為、授業震度に影響を及ぼす問題行動「授業妨害(授業エスケープを含む)」

問題 B	①授業妨害	・授業中に立ち歩く、暴言を吐く、騒ぐ、教科書、ノートを持参しないなどの学習意欲が見られない、教室から出てしまう、指示に従わないなど (注意・指示しても改善が見られない)
	②授業エスケープ	・無断で授業に出席しない、無断で学校から出て授業に出席しなかったなど (注意・指導しても改善が見られない)

III 器物破損

問題 C	①器物破損	・故意にガラスを割る、故意に壁、便器、天井を壊すなど ・マジックやペンキ等による落書きをするなど ※不可抗力(部活動中にボールが窓にあたりガラスが割れるなど)を除く
---------	-------	--

IV 学校管理内における触法行為(不登校を含む)

問題 D	①喫煙、飲酒	・学校管理下における軽犯罪:喫煙・飲酒(注意・指導しても、改善が見られない)
	②万引き、窃盗	・万引きや窃盗が認められたときなど
状況により、警察、児童相談所、市教委、子ども家庭支援センター等への連絡・通報・連携		

2 指導および対応

- (1) 反社会的行為(触法行為)や暴力行為、危険行為については、厳しい指導になります。保護者のご来校をお願いいたします。特に被害者感情を重視し、反省に基づく行動改善を目指して、保護者の了解をもとに一定の期間の自宅反省期間を設けることを原則といたします。反省と今後の生活への決意が確認できたら、保護者とともに来校していただき、①学年職員との面接、②学校長との面接を実施し、二度と起こさないことを約束させ、通常の学校生活に復帰します。
- (2) 自宅反省期間中は、原則、行事には参加できません。また、行事中に重大な問題行動があった場合も、それ以降の参加はできません。保護者にお迎えに来ていただき、自宅待機とします。

3 その他

「生活指導ガイドライン」(1)(2)に該当する行為があった場合、指導の一環として反省文(本校指定用紙)を書かせることがあります。保護者の方にも一筆をお願いしておりますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。